

特集

第2期国民健康保険特定健康診査等実施計画を策定

わが国は、国民皆保険制度に基づく高水準の医療保険体制を実現し、国民の平均寿命は世界最長となりました。

しかしながら、急速な高齢化に加え生活習慣病の割合も増加していることから、医療保険制度を将来にわたり持続可能なものとしていくため、生活習慣病対策が求められています。

このような状況に対応するため、「高齢者の医療の確保に関する法律」(平成20年4月施行)に基づいて、医療保険者に対して特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務付けられました。

町では、平成20年度から平成24年度までを計画期間とする「上三川町国民健康保険特定健康診査等実施計画」(第1期計画)を策定し、特定健康診査及び特定保健指導の実施方法等を定め事業を推進してきました。

この第1期計画の期間終了に伴い、新たに平成25年度から平成29年度までを計画期間とする第2期計画を策定しました。

○特定健康診査・特定保健指導の対象及びその意義

本計画における特定健康診査の対象者は、40歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者です。

また、特定保健指導の対象者は、内臓脂肪症候群(メタボリックシンдро́м)の該当者・予備群となります。

内臓脂肪型肥満は、高血糖、脂質異常、高血圧を引き起こす原因であり、それが重複した場合、心筋梗塞、脳卒中等の発症リスクが高くなります。

内臓脂肪を減少させることでこれら

の発症リスクの低減が図られます。

また、生活習慣病は、早期発見・早期治療により発症や重症化を防ぐことができ、生活習慣の改善によって予防することが可能な疾病です。このため、特定健康診査・特定保健指導が重要となります。

○町の特定健康診査・特定保健指導の目標値

第2期計画の最終年度である平成29年度までに達成すべき目標は、国の基本指針によると特定健康診査受診率・特定保健指導実施率とも60%と定められています。これに従い、町の各年度も目標値を次表のとおり定めました。

※「特定健康診査」とは、糖尿病をはじめとする生活習慣病に関する健康診査のこととします。

※「特定保健指導」とは、特定健康診査の結果により、健康の保持に努める必要がある人に対し、保健指導に関する専門的知識及び技術を有する者(医師、保健師、管理栄養士など)が行う保健指導を指します。

特定健康診査・特定保健指導の目標値

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
特定健康診査受診率	46.0%	52.0%	55.0%	57.0%	60.0%
特定保健指導実施率	45.0%	48.0%	52.0%	56.0%	60.0%

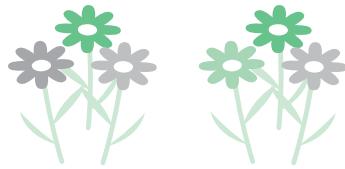
特集

特定健康診査等の実施方法

○特定健康診査

特定健康診査は、町が実施する集団健診と、町と契約した医療機関が実施する個別健診により実施します。

健康診査の案内は、対象者全員に対し特定健康診査・がん検診受診券を送付することで行います。また、町ホームページ・広報等を利用して周知を図ります。



※本計画書は、町ホームページで閲覧できる他、保険課窓口で配布します。

●集団健診は、いきいきプラザ等で実施します。

健診の案内が届きましたら、受診の希望日を提出し、町が指定した日に受診します。

健診の結果は、結果説明会にて返却します。
また、特定保健指導対象者については、特定健診個別相談会にて返却し、保健指導を実施します。

●個別健診は、集団健診の日程が合わない人やかかりつけの医療機関で受診したい人など、指定医療機関で直接受診します。

健診の結果は、実施した医療機関が本人に返却します。

特定健康診査結果に基づき、内臓脂肪蓄積の程度とリスク要因の数により特定保健指導対象者の選定を行います。特定保健指導は、原則、すべての対象者に実施します。

年に1回
受診しましよう！

受診者が少ないと、保険税から支払われる後期高齢者医療制度への支援金が増額される場合があります。



▼問い合わせ先

計画書=保険課 国保係 ☎ 569134

特定健康診査・特定保健指導=健康課 成人健康係 ☎ 569133

○パブリック・コメント(町民意見募集)の結果をお知らせします。

「上三川町第2期国民健康保険特定健康診査等実施計画」素案に関するパブリック・コメントを実施しました。
その結果、意見等はありませんでした。